幕別町議会災害時対応指針

平成30年3月16日制定(議長決裁)

幕別町議会

1 基本方針

議会は、予算、条例、重要な契約や計画等について町の団体意思を決定するとともに、執行機関の事務執行をチェックし、地域の実情に根ざして、町の政策形成に向けた働きかけを行うなどの役割を担っている。

他方、大規模災害時にあっては、特に初期を中心に、これら本来的な機能とは別に、 幕別町災害対策本部(以下「町災害対策本部」という。)と連携し、被災者の救援と被 害復旧のために、非常の事態に即応した役割を果たすことが求められている。

このため、本町議会は、地震等の大規模災害時における議会としての対応を次のとおり定める。

- (1) 議会は、町民の生命又は生活に直接影響を及ぼす災害等が発生した場合は、町民及び地域の状況を的確に把握するとともに、必要に応じて「**議会 災害対策会議**」を設置する。
- (2)議会は、町災害対策本部が迅速、かつ円滑に応急活動が実施できるよう、 情報提供を受け必要な協力・支援に努める。
- (3) 国、道、関係機関等に適切に要望活動を行い、町の復旧・復興の取組を協力・支援することに努める。
- (4) 広域的な応援体制の必要があると判断したときは、関係自治体の議会と情報を共有し、積極的に連携を図ることに努める。

2 議会の対応方針

(1)会議等開催中に災害等が発生した場合の対応

- ① 正副議長(正副委員長)は、本会議及び委員会等(以下「本会議等」という。) 開催中に災害等が発生した場合、会議の休憩を宣言し^(※1)、議会事務局職員は、 傍聴者の避難誘導など安全確保対策を行う。
- ② 正副議長(正副委員長)は、災害等の状況に応じて、議会運営委員会若しくは会派代表者会議の開催について協議を行い、本会議等の「再開」、「自然散会」、「延会」、「中止」等の判断を行う。
- ③ 議会事務局(以下「事務局」という。)は、災害・被害の状況把握に努め、正副 議長(正副委員長)に報告する。
- ④ 議員は、災害状況の確認をする場合は、事務局を通すこととし、緊急を要する場合を除き、直接、町災害対策本部及び町担当部局へは問い合わせを行わないこととする。

※1 会議の休憩を宣言する場合

- ・大きな揺れを感じる地震が発生したとき
- ・庁舎内における火災や事故等が発生したとき
- ・太平洋沿岸に大津波警報(特別警報)が発表されたとき

(2) 散会後・休会中・閉会中に災害 (**2) が発生した場合の対応

※2 災害-町災害対策本部が設置される規模の災害を想定

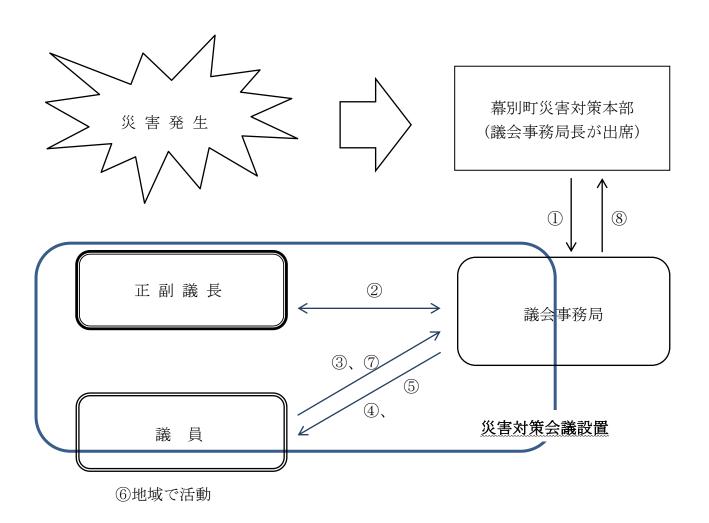
- ・ 震度 5 弱以上の地震が発生したとき
- ・太平洋沿岸に大津波警報(特別警報)が発表されたとき
- ・大雨 (浸水害・土砂災害)、暴風、暴風雪、大雪等により町内に災害が発生し、かつ拡大する恐れがあるとき
- ① 議員は、次の方法で事務局へ速やかに安否を連絡し、連絡体制を確立する。
 - 1 事務局へ電話 (0155)54-6626 (輻輳状態で電話がつながりにくい時は、2または3の方法で報告する。)
 - 2 事務局へFAX (0155)54-3560
 - 3 事務局へメール E-mail: gikaijimukyoku@town.makubetsu.lg.jp
 - ・夜間等の連絡については、下記の優先順番とする。
 - 1 事務局長、2 議事課長、3 庶務係長
- ② 議員は、テレビ、ラジオ、町ホームページ等により災害状況を確認する。 なお、当局に災害状況を確認する場合は、事務局を通すこととし、緊急を要す る場合を除き、直接、町災害対策本部及び町担当部局へは問い合わせを行わない こととする。
- ③ 正副議長(正副委員長)及び議会運営委員会正副委員長は、必要に応じ、議会 運営委員会若しくは会派代表者会議等の開催について協議を行い、本会議等の「開催」、「延期」、「中止」等の判断を行う。
- ④ 事務局は、正副議長(議運正副委員長)に被災状況及び町災害対策本部の対応 状況を速やかに報告する。
- ⑤ 議長は、副議長と協議のうえ、議会災害対策会議の設置が必要と判断した時は、 役場3階正副議長室に議会災害対策会議を設置する。
- ⑥ 議員は、地域における被災状況に応じた支援に努め、安全の確保や避難所への 誘導などできる限り協力する。
- ⑦ 災害が長期に及ぶ場合、必要に応じて全員協議会を開催する。

- 3 その他(委員会視察、研修会等について)
- (1)委員会視察、研修会等の期間中に災害等が発生及び発生が予想される場合の対応
- ① 正副委員長は、災害等の状況に応じて、委員会視察、研修会等の中止または延期 の判断を行う。
- ② 委員会視察、研修会等の中止または延期の判断を行った場合、事務局を通し、正 副議長に報告する。
- ③ 事務局は、正副委員長に被災状況及び町災害対策本部の対応状況を速やかに報告する。
- ④ 議員は、災害状況の確認をする場合は、事務局を通すこととし、緊急を要する場合を除き、直接、町災害対策本部及び町担当部局へは問い合わせを行わないこととする。

(2) 防災訓練等の実施

① 議長は、必要に応じ議会の防災訓練等を行う。

※ 災害発生時の対応イメージ(町災害対策本部が設置された場合)



- ① 議会事務局長は、町災害対策本部会議に出席し、必要な情報を収集する。
- ② 事務局は、町災害対策本部で得た情報等を正副議長に提供するとともに、必要な指示を受ける。
- ③ 各議員は、事務局に安否を連絡し、連絡体制を確立する。
- ④ 議長は災害対策会議を設置し、事務局を通じ災害情報の提供を行う。
- ⑤ 事務局は、<u>災害対策会議</u>の内容や災害情報を災害対策会議に参加していない議員に提供する。
- ⑥ **各議員**は、地域における被災状況に応じた支援に努め、安全の確保や避難所へ の誘導などにできる限り協力する。
- ⑦ **各議員**は、被災地域及び避難所の状況を**災害対策会議**に報告する。
- ⑧ 議会事務局長は、<u>災害対策会議</u>に集められた災害情報を整理し、必要に応じて 町災害対策本部へ情報提供を行う。